

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	29-1
許認可等の種類	診療施設整備計画の認定			
根拠法令条例等・条項	獣医療法第14条第3項(平成4年5月20日 法律第46号)			
許認可等の概要	都道府県計画に基づいて診療施設の整備を図る場合の診療施設整備計画の認定			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>獣医療法第14条第3項及び獣医療法施行規則(平成4年8月25日 農林水産省令第44号)第22条による。</p> <p>獣医療法 (診療施設整備計画の認定) 第十四条 都道府県計画に基づいて診療施設の整備を図ろうとする者は、診療施設の整備に関する計画(以下「診療施設整備計画」という。)を作成し、これを都道府県知事に提出して、当該診療施設整備計画が適当である旨の認定を受けることができる。 2 診療施設整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 診療施設の整備の目標 二 診療施設の整備の内容及び実施時期 三 診療施設の整備を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法 3 都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、農林水産省令で定めるところにより、その診療施設整備計画が、都道府県計画に照らし適切なものであり、かつ、畜産業の振興に資するための診療施設の整備に係るものであると認めるときは、その認定をするものとする。 4 前三項に規定するもののほか、診療施設整備計画の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>獣医療法施行規則 (畜産業の振興に資するための診療施設の整備) 第二十二條 法第十四条第三項に規定する畜産業の振興に資するための診療施設の整備とは、整備を図ろうとする診療施設に係る一年間の診療の業務量に占める牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏、うずらその他の畜産業に係る飼育動物の診療の業務量の割合が五十パーセント以上となることを見込まれる場合における診療施設の整備とする。</p>			
基準の制定根拠	獣医療法、獣医療法施行規則			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	30日以内	(内訳)	経由機関 処分庁	地域振興局農政課(7日以内) 園芸畜産課(23日以内)
期間の制定根拠	一			